

## A I デマンド交通運行システム導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、那珂川町（以下「本町」という。）が実施するA I デマンド交通運行システム導入業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により決定するために必要な手続等について定めるものとする。

### 2 業務委託の概要

(1) 業務委託名

A I デマンド交通運行システム導入業務委託

(2) 業務内容

「A I デマンド交通運行システム導入業務委託仕様書」参照

(3) 予定契約期間

①A I デマンド交通運行システム導入業務委託

契約締結の日から令和8年12月21日（月）

※システム構築期限は、令和8年9月30日（水）まで

②A I デマンド交通運行システム運用業務委託

契約締結の日から60か月間（長期継続契約による）

(4) 参考見積上限額

参考見積は、(3) ①A I デマンド交通運行システム導入業務委託の費用と、②A I デマンド交通運行システム運用業務委託の費用のうち令和8年10月1日から令和9年3月31日までの費用の合計額とし、総額12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

(5) 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 3 プロポーザル参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
- (4) 那珂川町暴力団排除条例第2条第1号に該当する者でないこと。
- (5) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けていないこと。
- (6) 本業務に対し、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有しているもの。
- (7) 過去5年間において、本業務に類似した導入実績を5件以上有すること。

#### 4 スケジュール（※変更する場合あり）

1	令和8年5月 1日（金）	募集開始
2	令和8年5月15日（金） 17時まで	質問受付期限
3	令和8年5月22日（金） 17時まで	質問回答期限 町ホームページに掲載
4	令和8年5月29日（金） 17時まで	参加申込書受付期限
5	令和8年6月12日（金） 17時まで	企画提案書類の提出期限
6	令和8年6月19日（金）	資格審査結果及びプレゼンテーション参加承認通知
7	令和8年6月26日（金）	プレゼンテーション実施
8	令和8年7月 3日（金）	選考結果の通知

#### 5 配布資料

- (1) 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- (2) AIデマンド交通運行システム導入業務委託仕様書
- (3) 参加申込書（様式第1号）
- (4) 質問書（様式第2号）
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) 会社概要調書（様式第4号）
- (7) 業務実績書（様式第5号）
- (8) 実施体制調書（様式第6号）
- (9) 企画提案届出書（様式第7号）
- (10) 参考見積書（様式第8号）
- (11) 辞退届（様式第9号）
- (12) 「那珂川町デマンド交通運行事業計画書案」

#### 6 質問書の提出及び回答

募集内容に関する質問は、質問書（様式第2号）により電子メールにて以下の点に留意し、那珂川町生活環境課生活交通係へ提出すること。

- (1) 質問書送信後は、必ず電話にて送信した旨連絡すること。
- (2) 質問書の受付期限を令和8年5月15日（金）17時までとする。
- (3) 質問に対する回答は、随時回答するが、全体的な質問と判断した場合は、令和8年5月22日（金）17時まで、に、那珂川町ホームページへ回答を掲載する。

#### 7 参加申込手続き

- (1) 参加申込
  - ①提出書類
    - ア 参加申込書（様式第1号）
    - イ 誓約書（様式第3号）
    - ウ 会社概要調書（様式第4号）※会社概要のわかるパンフレットがある場合は、併せて提出す

ること。

- エ 業務実績書（様式第5号）
- オ 実施体制調書（様式第6号）※任意様式可
- カ 財務諸表（直近2期分の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」）
- キ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※発行から3か月以内のものに限る。
- ク 完納証明書（所在地の市町村発行のもの）※発行から3か月以内のものに限る。

②提出部数

6部（1部正本、5部副本）

③提出期限

令和8年5月29日（金）17時まで

④提出方法

簡易書留郵便郵送（期限厳守）又は持参により、那珂川町生活環境課生活交通係まで提出

(2) 企画提案書等

①提出書類

ア 企画提案届出書（様式第7号）

イ 企画提案書（任意様式）

A4（A3折込・両面印刷可）、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上（図表、画像を除く）、ページ番号記載

ウ 業務工程表（任意様式）

エ 参考見積書（様式第8号）

見積積算内訳書（任意様式）を添付すること。見積積算にあたっては、作成例を参考に

・AIデマンド交通運行システム導入業務

・AIデマンド交通運行システム運用業務（※令和8年10月1日から令和9年3月31日までの6か月分の費用を計上すること）

に分けて記載すること。

②提出部数

6部（1部正本、5部副本）

③提出期限

令和8年6月12日（金）17時まで

④提出方法

簡易書留郵便郵送（期限厳守）又は持参により、那珂川町生活環境課生活交通係まで提出

## 8 辞退手続き

参加申し込み後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

- (1) 提出期限 令和8年6月11日（木）17時まで
- (2) 提出書類 辞退届（様式第9号）
- (3) 提出方法 郵便または持参

## 9 プレゼンテーション

参加申込みを行った事業者のうち、参加資格要件を満たすと認められた事業者について、「AI デマンド交通運行システム導入業務委託候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、プレゼンテーションを実施し、最も優れている提案を行ったものを受託候補者として選定する。

### (1) 資格審査

参加申込みのあった者について、資格審査（書類審査）を実施し、参加資格要件を満たす者に対し、プレゼンテーション参加承認を令和8年6月19日（金）までに電子メール及び書面にて通知する。

### (2) プレゼンテーション実施方法

- ①実施日 令和8年6月26日（金）
- ②開始時間 プレゼンテーションの開始時間は、別途通知する。
- ③実施場所 那珂川町役場201会議室
- ④出席者 3名以内とする。
- ⑤所要時間 40分以内（準備撤去5分、説明25分以内、質疑10分以内）
- ⑥実施順番 参加申込書の到着順
- ⑦内 容 提出された企画提案資料に基づき行うものとし、追加資料の提出は認めない。
- ⑧使用機器 プロジェクター及びスクリーンは町が準備する。パソコンその他の機器等を必要とする場合は持参すること（HDMI 接続可）。

### (3) 受託候補者の決定方法

資格審査の評価点と各審査委員の評価点の合計得点が最も高い提案者を、第1位の受託候補者として選定する。評価点合計得点が第1位の受託候補者の次に高かった提案者を、第2位の受託候補者として選定し、第1位の受託候補者に不測の事態等が生じた場合は、第2位の受託候補者を第1位に繰り上げるものとし、評価点と同点の提案者が2者以上あるときは、「③システムの操作性」の評価点が高い提案者を上位とする。

### (4) 審査結果の通知・公表

審査結果については、参加申込書に記入された連絡先へ電子メールで通知するほか、受託候補者決定については町ホームページで公開する。なお、選考結果に関する理由等については公表しない。

### (5) 企画提案に係る留意事項

- ①提出書類の作成及び提出により生じる費用は、全て提案者の負担とする。
- ②提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- ③提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④本町が認めた場合を除き、提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出はできない。
- ⑤複数の企画提案書の提出はできない。
- ⑥提出された書類は、すべて返却しない。
- ⑦提出書類について、本町より問い合わせを行う場合がある。

(6) 審査項目等

①資格審査（書類審査）

審査項目	評価の視点	配点
①執行体制	必要な専門的知見・経験を有する人員が配置されているか。	10
②導入実績	過去5年間において、本業務に類似した導入実績を5件以上有しているか。	10
③業務工程	業務工程が、仕様書の内容を十分把握したうえで、期限内の導入が現実的なものであるとともに、柔軟な調整が可能なものとなっているか。	10
	計	30

②プレゼンテーション審査

審査項目	評価の視点	配点
①業務理解	全体的に仕様書の要件を満たした提案になっているか。	10
②提案内容（利便性と効率性の向上）	AIを活用することにより、事業計画に沿って運行し、利用者及び運行事業者にとって利便性と効率性の向上を図るシステムであるか。	20
③システムの操作性	管理者とドライバー向けシステムの内容及び操作が容易で、操作に慣れることができるものであるか。	20
	利用者向けアプリの内容及び操作が容易で、利用者が操作に慣れることができるものであるか。	20
④運行実績の分析	運行データを収集・出力し、データ分析に活用できるか。	10
⑤独自提案	仕様書に記載のない事項でも、実現性のある事項について先進性を持って独自に提案しているか。	10
⑥セキュリティ	個人情報や運行データを適切に保護し、システムの信頼性が担保されているか。	10
⑦参考見積	見積額が見積限度額内に収まっており、かつ企画提案内容に見合った適切な金額となっているか。 ※配分は、システム導入業務に係る費用10点、システム運用業務に係る費用10点とする。	20
	計	120

10 契約に関する基本事項

受託候補者に選定された者と本町が協議し、事業実施に係る仕様を確定させたうえで、契約（随意契約）を締結する。契約にあたっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とする。

11 失格要件

- (1) 本要領「3プロポーザル参加資格」の要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合

- (2) 企画提案書及びその他書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) 定められた提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 契約を締結できない、または締結の意思が認められない場合
- (6) 参考見積書の金額が参考見積上限額（税込）を超える場合
- (7) 選考委員、町職員及び当該プロポーザル関係者から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (8) その他不適格と認められる場合

## 12 問合せ先及び書類の提出先

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 番地

那珂川町生活環境課 生活交通係 担当：露久保、仲野

メール：skotsu@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

電話：0287-92-1110 FAX：0287-92-3699